

農 林 水 産 統 計 調 査 の 役 割 と 変 遷

農 林 省 直 轄 の 統 計 組 織 の 発 足

戦後の破局的な食糧不足の克服による民政の安定

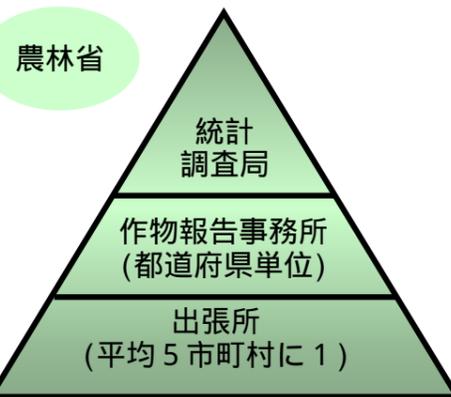
食糧需給計画策定のための正確な統計の必要性

作物統計に関する4原則

中央政府(農林省)が直接統制
農林省に独自の作物報告の責任機関を設置

中央政府の作物報告組織を府県単位に、更にそれが農家に直接達するように組織化

農民から中央政府に対し直接「調査票」を郵送するような組織を常置



(農林統計組織の発足)

- ・農地改革等戦後の民政化政策の終わり
- ・食糧需給の緩和

農業統計調査の拡充

- ・経済統計
農家経済調査、生産費調査
- ・構造統計
農業動態統計
- ・園芸統計調査
- ・畜産物統計調査
- ・水産統計調査 等の開始

1950年世界農林業センサスの実施
(日本で初の本格的なセンサス調査)

- ・名称の変更
「作物報告事務所」から「統計調査事務所」へ

高度経済成長期における農林水産統計の展開

- ・産業構造の大幅な変化
- ・他産業との生産性と所得格差の拡大
- ・農産物需給の緩和

- ・農業基本法
- ・林業基本法
- ・沿岸漁業等振興法

統計ニーズの多様化

農業基本法の理念と農林統計調査

農家の生産性の向上

- ・生産統計の整備
- ・農畜産物生産費統計による経済的効率性を計測

農家の総生産の拡大と選択的拡大

- ・生産統計の対象品目の拡充
- ・農業所得統計の充実

農産物の価格の安定

- ・農畜産物生産費統計による行政価格の算定

家族農家経営の発展と自立経営

- ・農家経済調査による様々な形態をもつ農家経済における政策効果の測定

- ・統計調査事務所を地方農政局に統合
- ・統計調査事務所から統計情報事務所に名称を変更

新基本法農政への対応

- ・農産物需給の不均衡
- ・内外価格差
- ・農業保護のあり方
- ・農林漁業者の減少・高齢化

- ・新しい食料・農業・農村政策等の方向(新政策)
- ・ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策

- ・食料・農業・農村基本法
- ・森林・林業基本法
- ・水産基本法

新たな統計業務の展開

食料自給率の向上

- ・食品ロス統計調査の実施

食の安全・安心の確保

- ・食品産業動向調査(トレーサビリティシステムの実施状況)の実施

新たな統計業務の展開

- ・統計情報処理のシステム化
- ・農業・農村情報交換ネットワーク事業
- ・統計情報部ホームページの開設
- ・分析機能の強化

- ・統計情報を「統計」と「情報」に分離

農林水産統計の見直し

- ・農政改革
- ・スリム化計画
- ・骨太2004

政策ニーズに即し、かつ、効率的な農林水産統計の実現

- ・調査の難易度や既存データの活用可能性を踏まえ、職員調査からアウトソーシングへの切り替えを基本

- ・各統計調査の利活用の実態を踏まえ、調査精度のあり方について見直すとともに、必要度が低下している調査は廃止も含め検討

- ・新たな政策ニーズへの対応